

平成24年第3回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成24年9月13日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 1 4番 藤田節夫君（P 71～P 89）

No. 2 9番 小林重夫君（P 91～P 106）

No. 3 11番 矢吹利夫君（P 108～P 110）

・出席議員（18名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 徳田進君	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	環境保全課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	金田勝義君
建設課長	高橋廣志君	企画調整課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	参事兼 学校教育課長	水野由次君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局局長	東宮清章君
代表監査委員	鈴木光明君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

それでは、本日の日程に入ります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則とします。

それでは、通告第4、4番藤田節夫君の一般質問を許します。4番藤田節夫君。

◇4番 藤田節夫君

1. 放射能除染対策について
2. 西郷村観光地の環境整備について
3. インフルエンザ予防接種費用の助成について

○4番（藤田節夫君） 4番、日本共産党の藤田です。通告に従いまして一般質問を行います。はじめに、放射能除染対策についてお伺いします。原発事故から既に1年6か月が過ぎました。今なお避難生活を余儀なくされている県民は16万人にも上り、県外避難者は6万人を超えています。いまだ放射能の値は依然として高く、低線量の被ばくを受け続けております。特に子どもたちは被ばくする率が高く、早急に除染が必要と思われておりますが、なかなか進んでいない状況が現実です。村内においても、除染実施計画はできていてもスピード感がなく、村民の不安は募るばかりです。特に保育園、幼稚園、小中学校等の子どもたちが利用する施設周辺の線量は、依然として高い状態を保っております。一日も早い除染が必要と思えますけれども、村内の保育園、幼稚園、小学校、中学校の敷地内の現在の放射能の線量をまずお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 4番藤田議員のご質問にお答えいたします。

子どもの放射線量低減化、教育委員会はいろいろ努めておりますが、ご質問いただきまして、今後とも取り組みしていきたいというふうに思っております。線量ということでございますが、おかげさまで校庭につきましては、昨年、校庭の土の除去等をさせていただきまして、校庭等の線量は通常0.1台で最近は推移するようになっていまして、大変ありがたく思っています。校内に線量の高いところがないかという点では、いわゆる敷地内に高いところ、こういうところはやっぱりございます。これは除染をまだしていない関係もありまして、そのようになっていると思っております。その中で特に高いところは、雨どいなどを通した水のたまりやすい場所、前にもこのことを申し上げましたが、さらには芝生とかのある場所、あるいは校庭と校舎の間の土手とか、あるいは一部花壇とかそういうところが高い。さらには樹木等が多くあるところなどが高い、そのような状況になっております。特にこれから除染をしていく際

に、除染が少し工夫が必要だなと思っている場所が樹木の場所でございます。そういうところをこの線量ということでございますので、そういうところのことをちょっと申し上げてみたいというふうに思っています。具体的に学校というお話……（不規則発言あり）各学校ですね。（不規則発言あり）そうですか。わかりました。

それでは、まず幼稚園から申し上げます。特に高い場所ということになりますと、幼稚園の場合にはやはり樹木下あたりがちょっと高くなってしまっていて、0.26という数字でございます。これは8月分でございます。それから、職員の駐車場あたりが0.38という値になっているようです。（不規則発言あり）ええ、それが一番高いですね、0.38。それから熊倉小学校でございますが、熊倉小学校におきましては、排水溝が場所によりまして1.3とかそういう数字でございます。それから小田倉小学校ですが、校舎前の植え込み、これが0.68、こういう数値でございます。それから米小学校ですが、敷地内にビオトープというのがございます。そこが0.72でございます。それから羽太小学校でございますが、倉庫絡みの雨どい下ですね、水の集まる場所、これが1.08でございます。それから川谷小学校でございますが、体育館と物置の間、そのあたりが0.52でございます。それから西郷一中でございますが、西郷一中につきましては、校舎北側が0.46でございます。それから西郷二中でございますが、これは校舎から校庭のほうにおりる途中の側溝付近ですね、この辺が1.67でございます。川谷中学校は小学校と同じような値を示しています。ちょっと高いところと思って今見ましたが、もしかしたらちょっと一部違っているところがあるかもしれませんので、読み取りのことでありますので、後でよく見ますのでよろしくお願ひしたいと思います。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） ちょっと待って。まだ保育所の内容を言っていない。村長か担当課か。福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） それでは、藤田議員の質問にお答えします。

各保育園の線量なんですが、みずほ保育園では50センチ測定で一番高い日にちで0.27、一番低くて0.11。1メートル測定では、一番高い日で0.36、低い日で0.12です。まきば保育園につきましても、50センチ測定で一番高くて0.23、一番低くて0.11。1メートル測定で一番高くて0.18、一番低くて0.11です。川谷保育園につきましては、50センチ測定で一番高くて0.17、低くて0.16。1メートル測定で一番高くて0.17、一番低くて0.15ということで、各保育園とも直近では大体0.1ポイントのレベルでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 私たちが昨年11月ですか、各学校、保育園、幼稚園を回って測定したときよりは大分下がっているのかなと思いますけれども、いずれにしてもまだまだ高い場所が相当あるということで、こういう点は西郷二中では1.67ということなんですけれども、こういった場所については何かもう立て札なり、ここは線量が高いから立入禁止なりのそういった対策は立ててきたんでしょうか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

西郷二中に限らず、各幼稚園、学校におきまして敷地内の高い部分につきましては配慮をしましてそこに立入禁止表示、そういうことをいたしております。どうしてもその場所、そこに立てられない場合には、その周囲をというようなことで対応しているところがございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 先日、川谷保育園の敷地の隅に除染したものが山積みしてありました。先日、その山積みされた土壌を撤去したと。これはまだ仮置き場が決まっていないので、仮の仮置き場に一時保管したと思われかもしれませんが、こういったことができるんですね、やる気になれば。それを今まで放置していた。まず、子どもたちが一番被ばくに遭いやすいといった中で、学校敷地内も本当にやる気になれば、もう1年6か月過ぎているわけですよ。そういった意味では、できたのではないかと私は思うんですね。だから、そういった点で、何かこの放射能に対して執行部の皆さんは本当に甘い目で見ているのかと私は思って仕方ないんですけども。そこで、次の質問に移りたいと思いますけれども、これまで線量低減化活動支援事業として行政区の皆さんをはじめ、村民の多くの皆さんの協力の中で通学路を中心に除染をしてきましたけれども、今後の除染計画との兼ね合いで、今後この計画をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

先々日、放射能特別対策委員会の中でも申し上げましたが、今後の見通しでございますが、この見通しにつきましては、7月13日に環境省より除染実施計画の法的承認を受けまして、本格的な除染について計画を定めたところでございます。現在は村の除染実施計画に基づき、小中学校など学校施設や川谷行政区内の住宅、民間施設などについての除染を実施してまいります。（不規則発言あり）低減化のほうですね、失礼しました。議員のおただしの線量低減化、これは単独の事業でございますが、本年度はやはり継続されまして、前年度実施した団体につきましては25万円の助成金が出ます。さらにはまた、本年度から新規に実施する団体につきましては、50万円という補助が出ております。それらを今現在、3団体が継続で申請をしております。新規につきましては、今のところ申請が上がっておりませんので、またそれらの推進に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） この低減化活動は、継続ということは私も知っておりますけれども、じゃ具体的に今現実を見ると、もうずっと前から実施されていないですよ。昨年は大分活動してきましたけれども。この村で今、全体の除染計画をされていますけれども、その兼ね合いで継続、新規はいいんですけども、こういった指示、具体的

にどういうふうな考えを持っているのか、それをお聞きしているんですけども。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

具体的にはどういうふうを考えているのかということですが、やはり線量低減化につきましては、いろいろ質問等、要望等、ご意見等がございまして、なかなか今現在では進んでいない状態。さらには、村の除染実施計画が実施に向けてこちらのほうが進んでおりますので、各行政区にお願いしてはありますが、こちらのほうが主になってきますのでかなり今年度は減るとは思いますが、さらにその事業実施について事業枠がまだまだありますので、その辺を防災無線等でもう一回PRをして事業推進を進めてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今のところ進んでいないと、止まった状態ということですけども、これもやっぱりお金が出ているわけですよ、もう既に。であるならば、そういった団体に対してやっぱり集めて説明するなり、今後の方向性だよね、そういったことが必要かと思われますので、その辺のこともよろしく願いをしておきたいと思えます。時間がないので進みます。ただいまも課長から少し出ましたけれども、保育園、幼稚園、小中学校の除染をもう既に発注したというふうな発言がありましたけれども、（不規則発言あり）小中学校だけでもいいんですけども、具体的にその日程とかわかれば教えてください。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午前10時18分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時18分）

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

除染のことでございますが、おかげさまで8月31日に入札が終わりまして工事に着手いたします。そして、12月いっぱいを目指して工事完了するということでやりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） 保育園に関しての情報提供でございますが、福祉課と共有して今発注の段取りをしているところでございます。早急に発注をしたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 子どもたちの健康を守っていくためには、早急な除染をしていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。次に、平成24年度の除染に

対する事業費として約2.3億円計上されましたけれども、この予算は村全体の除染計画の何パーセントに当たるのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

以前に、定例会だと思いますが、村全体、山林も含めて今後5か年計画の中では2,000億円とここで答弁したと思いますが、2,000億円ですので100分の1になります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 以前、私も聞いたような気がして、本当にこれ現実的な数字なのかと言った覚えがあります。いずれにしても、こういった非現実的というような数字で、この後、県、国が本当にこのまま実施していくのか疑わしいところもあるわけですよ。途中で切れちゃうというようなことも考えられるので、なるべく早くこの除染を実施していただきたいなと思います。

次に、個人住宅の除染費用についてお伺いします。このことについては、一昨日、11日の放射能対策特別委員会でも議論されましたが、もう既に業者をお願いをして住宅の除染を実施した方がいます。その方にお話を聞きましたけれども、家の周りが0.6マイクロシーベルトあった線量が、除染することによってもう0.1に低減したということをお聞きしました。除染がいかに有効であるかということが証明されているわけですね。私もこの下がり方について驚いているところですけども、特別委員会でもお話が出ましたけれども、こういった村の除染が進んでいない中、村民の中にはやっぱり村の計画を待てない方、既に除染をした方がいるんですよね。その取り扱いについて、昨日の一般質問の中にも出ていましたけれども、県、国に要請していくんだというようなことを言われました。ところが、一昨日ではこういったことが問題になりまして、やっぱり村は村で対応すべきだと。村で一時お金を払っても後で東電に請求するなり国に請求するなり、さらには今の除染計画の中に住宅の除染が組み込まれているわけですから、そういった中に組み入れることはできないかということで、それはもう検討しますと村長も言いました。ところが、昨日の課長の答弁だとそういうことは全然お話がなくて、県、国に要請しますというようなことでした。であるならば、その対策委員会で話をされたことは全然これをしないと、検討しないということではよろしいんですか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

9月11日に特別委員会が開かれた中で、その後にそういった個人で業者に頼んで実施した、もしくはみずから除染をした方についての支援、こういった創設を村単独でもできないか、それから国に強く要望する、そういったものについてさらに詳しく、昨日、実は環境省からもまたそういったQ&A、そういった場合の対応の仕方について9月10日に環境省で出しております。その中で、やはりそういったものは今現在

のところは認められないと。さらにはそういった会議もありました、県の中ですね。その中で、大きな市町村は個人的な住宅の除染を認めちゃうと混乱を招くという形でいろいろな意見が、問題が出た。西郷村としては賛成しております。そういった方法もいいんじゃないかということで、救うためにはですね。除染計画自体も遅れておりますので、そういった方を救う手はないのかということで、いろいろ県にも国にも要望はしてきましたが、なかなかそういったものが認めていただけないと。さらには議員提案のありましたように、昨日15番議員からもご質問があったように、それからあと12番議員ですね、村でそういった単独で創設して立てかえをするような制度ができないかと。それを最終的に東電に請求したらいいんじゃないかというご提言がありました。それについても村はそういった意向で、村長ともお話しした上でそういった方法もいだろうということなんですが、いかんせん上の方が認めていただけませんので。さらには東電に村から直接請求、そういった場合に今のところ確約がないと。東電に相談しても、中間指針にそういった項目が示されていないということで、今のところはそういったものは認められないという回答ですので、その辺も強く要望しながらやっていきたいとは思っておりますが、なかなかその辺で見出せない部分があります。さらには、先ほど言ったように、県内の市町村の中でもそういう意見が出ております。その辺が統制つかないと、県でもやはり認められないだろうということでもありますので、ご理解を願いたいと思います。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今の課長の話をお聞くとね、なにか下に任せていると、下が統制できないからやれないんだみたいな答弁ですけども、それはまるっきりおかしい話で、これは福島県の除染推進のための基準ということで、県で出しているやつがあるんですよ。これにはすべてね、この1項、住宅の除染の何平米当たり幾らというのも全部出しているんですよ。さらにはですよ、これは2月22日の段階ですけども、4月までに除染なり既に済んだ方、今年度の4月ですよ、それに対しては支払いを始めると書いてあるんです。じゃこれは生きていますか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

私の説明不足で申しわけありません。実は、平成23年の12月26日で西郷村除染計画というものが環境省で認定になりました。その後の7月13日に実施計画というものが認定になりました。それで、昨年12月26日以前に除染を個人で実施した場合には、その因果関係が認められれば遡及するというございます。それ以降につきましては、2月15日現在の県の除染対策課の文書、個人が実施した除染に対する財政措置ということで通達が来ております。その中では、やはりそういったものは今のところは認められないというものが来ております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 各自治体で、その除染計画が実施された以前に除染をした方だけ

認められるということですがけれども、じゃ西郷村にそういった方はいるんでしょうか。
対応してきたんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

当村においては該当者はありませんでした。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） いずれにしても、一昨日やっぴりあのような答弁をしているんですから、それなりの努力をします。ただ上がこうだ、下がこうだじゃなくて、皆さんからもいろんなそういった意見が出ているはずですよ、昨日、今日と。そういった意味では、本当に村民のために思ってこの除染をするのかしないのか。さらにはその除染計画の中に、先ほども言いましたけれども、既にやった方もいます。これからその計画に入っていない方でも、ホットスポットというところがたくさんあるのでそういったところも先にやりたいという方もいますので、今後もやっぱりそういった声に耳を傾けて、じゃ村民を守るためにはどうしたらいいだろうかと、そういったこともしっかり考慮して除染計画を立てていただきたいと思います。（不規則発言あり）じゃお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 藤田議員のお話はもっともであります。除染計画でこれからやるといった場合は全域やりますといったときに、先にやった人との不公平というのは最初から問題になっていました。後からやるのであれば、後からやる方法と同じことを遡及すべきであるという意見があります。これは前に申したと同じ考えです。よって、今のところは個人のところでいろいろ証憑とか領収証とかとってそれに備えてもらいたいということですが、やっぱりそのときに、後からというより、今朝、鮫川村の牧草の話が、全額金を払うというNHKの報道がありましたよね。あれも個人でやるものと代行する場合が同じ結果になるということの一つのあかしです。そういうこともありますので、不公平にならないようにということが一番頭にあって、やっぱりそういうことを強く申し上げていきたいという気持ちでおりますので、その話はよくしていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） そういった方たちにも本当に耳を傾けて対処していただきたいと思います。じゃ、次の質問に移らせていただきます。芝原浄水場の水質検査と放射能汚染物質の処分について伺います。芝原浄水場は、堀川ダムから取水した原水を浄化処理して各市町村に送水している施設です。西白河郡1市2町3村に供給しているわけですがけれども、この水の放射性物質水質検査を原発事故の当事者である東京電力柏崎刈羽原発に検査を委託していたということが判明したんですけれども、このことは村では知っていたのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） もちろん知っておりますし、それから8月28日付で福島県3区

くらし福祉対策委員長ほかの皆様のお話があって、今のところはよくわかっています。結局、東電の話でありますので。そこまででいいですか。その後どうするかについてお話ししますか。（不規則発言あり）その件はそういった意見があってわかっております。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 知っていたということでしたけれども、先日、私たち日本共産党の県南地区議員団で芝原浄水場に申し入れに行ってきました。そこでお聞きしましたけれども、広域水道に限らず市町村の上水道や簡易水道の水質検査まですべて東電に委託したということが判明しました。実はこれ私自身知らなかったことだったんですけれども。これまで原発事故に関して、住民は国と東電が言っていることはもう信用できないという状況であったことは村長もご存じだと思うんですけども、その中でですよ、人間がもう最低限生きていくのに必要な水の検査を東電に任せていたということは、やっぱりこれは私は驚きましたし、村民の方も聞いてびっくりしているんじゃないかと思えますけれども、じゃなぜこういったことが知らされなかったんでしょうか。いつ知ったかということとはちょっとわからないですけども。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 要するに、最初は放射能を測定する機械といったものは原発の監視する部分、そういうところしかなかったのですね。結局、去年の原発事故以来、空間線量とかいろんな機械を本当に血眼になって探しました、世界じゅう。西郷村もイスラエル製とかロシア製とか、いろんなことを探しましたですね。あの段階でもっと精密な水質を測れる機械というのはそれほどなかった。そういったことで、あるところに頼んだというのが実態。その次に、お話しのとおり、やっぱりいろんな今の不信感がありますので、本当のことを言っているのかという話のことがあって、そして今度はみずからすることにするということ、今月中にこの芝原浄水場内にゲルマニウム半導体検出装置が設置されます。10月からはこれによって同時に測ることにしたと。遅いと言われるかもしれませんが、やっぱり前からの機材の手当てと、それから不信感の問題等にどう対応するかということの結果が、こういうふうになったというふうになっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 測定する機械がなかったということは、私もちょっと聞いて理解をしておりますけれども、村長はどこで聞いたかわからないですけども、やっぱりこういったことを村民に知らせるべきであって、今回のことも我々がこういったことで要請行動なり、どうなっているんだという行動がなければ、このままずっとまた続いて検査するようになっていくんです。要するに今回こういった騒ぎが起きたので、いきなり県のほうでゲルマニウム半導体の検出器を買って芝原浄水場に10月から設置すると、そういった方向になってきたんですけども、1年6か月ですよ。そういった過ぎてこういう問題が明るみになって、これは住民感情としては本当に許すことはできないのかなと私は思います。ましてやこれは西郷村内にこの浄水場があるわ

けですから、やっぱり村長としては何らかの早い対応が必要だったと私は思います。要請行動に行ってお聞きしましたが、これは県の指導で平成23年3月17日からこれまで170回の検査を依頼してきたそうです。今お話にありましたけれども、今回の調査で明らかになったため、県は急遽ゲルマニウム半導体の検出器を購入し、芝原浄水場に設置して10月から独自に検査をするという回答を得ました。今回のことでもそうですけれども、県も国もどこまで本当のことを言っているのか、本当に疑念を増すばかりと私は思います。また、この芝原浄水場から出る放射性物質が含まれている汚泥ですが、これがフレコンに詰められて浄水場建屋の裏側にびっしり並べてあるんですね。毎月1回トンパックで25袋出るそうなんですけれども、もう汚泥のトンパックの置き場所がないという状況で、担当課の人も大分困っておりました。私も実際見てきましたけれども、本当にもう置く場所がないですよ、あれ。こちらから見ると建屋の陰になって見えないですけれども、あの裏側は山と建屋の間にびっしり置いてあるですよ。特にそこはやっぱり線量が高いですよ。そういった状況で、村長もこの白河地方広域市町村圏整備組合の副管理者という立場で、こういった汚泥の処分や仮置き場もどこに運ぶのか全然わからないと、何も聞かされていないということで、この後どうしたらいいかわからないというようなことを言っていましたけれども、村長もそういった立場なので、やっぱり関係課所に要請するなり早急な対応が必要かと思われまますけれども、そういった立場でのお答えをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話し、そのとおりです。さっきのゲルマニウムのやつは、8月に共産党の皆様方は行きましたが、県と話してもうその前の段階から配備は決めています。（不規則発言あり）そう。要するに機械を早く買わなくちゃならないという話は前からありましたので、それはそれでやっているということです。おただしの今の400袋がありますので、この部分はやっぱり8,000ベクレルから10万ベクレルまでの間についての扱い、今のところはあそこに置けということで、ではどうするかというと、その遮蔽の仕方等について今やっています。やっぱり普通のやつよりベクレル数の数値が高いので、それ以上はまた別の対応をしなくちゃなりません、あそこに置いてあるものは8,000ベクレルを超えているところはありませんが、その分をどういうふうにするのかということ、県あるいはそれぞれやっています。もちろんあの場所に置けば、あの国見町にある本当にテレビに出るようなことみたいなのがいっぱいあって、矢板市のこともそうですよ。そういうこともあってということですので、やっぱりこれは早く決めなきゃならん。問題はどうか飛散させないか、どう管理をうまくしていくかということでもありますので、それは今打ち合わせをいろいろやって。しかし、早くしないと、見えるようになっておっしゃるとおりです。そういうことが国見町ではもう大変なことになっていますので、そういった方向で今やっているとございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） それでは、次の質問に移りたいと思います。村民の健康について

お伺いします。これまで多くの方から健康問題については発言がありました。特に子どもたちの健康について、原発事故で放出された放射性物質による健康への不安が消えない中、子どもを持つ親たちは子どもの将来について不安や心配で毎日を過ごしております。将来どんな病気が出るかわからない状況の中、私たち大人が今やるべきことは、今後どのような被害が出るか想定をして、まず予防していくことが重要なことではないかと私は思いますけれども、そういった意味で何点かお聞きします。今年の4月、5月、2か月にかけて村内の妊婦の方と4歳から15歳まで、ホールボディカウンターで内部被ばくの検査が実施されました。私は、前回の6月定例会の一般質問で検査結果を聞きましたが、村長の答弁は、検査結果は全員が1ミリシーベルト未満で、県では放射能の影響は考えにくいという答弁でした。もう一度伺いますが、全員がまるっきりゼロということではよろしいんですか。それとも1ミリシーベルト未満で内部被ばくというか、放射能が出た子どもたちがいるのか。いるならば村で何名ぐらいそういった子どもたちが出たのかお教え願います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしのように、4月から5月でホールボディカウンターによって内部被ばく検査で、妊婦、4歳から15歳までの2,201名が検査をしております。検査結果は全員が1ミリシーベルト未満で、県では放射線による健康影響があるとは考えにくいということを今伝えられております。そんなところでございます。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） よく聞き取れなかった、申しわけないですね。検査の結果は、2,201名が受けました。全員が1ミリシーベルト未満で、県では放射線による健康影響があるとは考えにくいということを聞いているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） いや、それは今私が質問した内容であって、その2,201名検査した中で、みんな1ミリシーベルト未満だったと。じゃゼロだったんですかと。出た人はいるんじゃないんですか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

ホールボディカウンターの預託実効線量1ミリシーベルト未満なんですけれども、2,201名の方全員が実効線量1ミリシーベルト未満というお話が今村長からありました。それで、実際に検出した結果ですが、125名の方がセシウム134、137、180ベクレルから660ベクレルの間なんですけど、検出してあります。以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今課長のお話のように、検出された子どもたちが125名いるんですよ、実際に。それは1ミリシーベルトは超えていないけれども。こういったことを何で隠すのかと。この180ベクレルから660ベクレル出たという親御さん、大

変な思いで今いるんですよね。何の説明もない。じゃ、この1ミリシーベルト以下は安全であるとだれが決めたんですか。いろんな学者がいろんなことを言っているわけですよ。だからみんな不安に思っているわけですよ、子どもたちも親も。ところが、ゼロじゃなくて170ベクレルなり220ベクレルなり、こういう私預かってきましたけれども、内部被ばく検査影響というものを。これを配られたただけなんです。この子はセシウム134が170ベクレル検出されたと。これ1枚渡されたただけなんです。子細は何もないんです。そういったことでいいんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 説明がなくてよくわからないと、不安である、当然だと思いますね。今申し上げたのは、県でいろいろ総合的に聞いて影響はないと申し上げたんですが、具体的に個別のことについてそういった記載がなければやっぱり不安であるというのは当然だと思いますので、よく解説といいますか、説明できるといったものがお配りできるようにといいますか、本人、お母さん方とか家族の方にわかるように、そういうことをしていきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今後説明していくということですが、村長も皆さんも知っていると思いますけれども、日本生態系協会の池谷会長の発言、わかりますよね、この発言内容。福島市議会を中心だと思うんですが、その講演の中でですよ、福島の人とは結婚しないほうがいと、福島では発がん率が上がり、奇形児が生まれる懸念があると、これは一般報道されておりますよね。こういったことが言われている中で、このブログを見るとすごいですよ、もう。これがもう当たり前だと、ほかはみんな隠しているんだというようなブログですよ。親も子どももこういうのを見ているんですよ。そうしたら、170ベクレルでも何でも出たら心配するのが当たり前でしょう。それが何も説明もなく、この紙っぺら1枚を渡されたただけでもう終わりだと。この親に聞きましたけれども、ある専門の学者にどうしたらいいですかと聞いたならば、とりあえず甲状腺がんの検査だけはしていたほうがいいですよと言われたそうですけれども、何と言うかな、全くこの村の村長はじめ、職員の本当にこういった意識がなくなっているんじゃないかと思うんです。（不規則発言あり）ちょっとまだ発言中ですから。（不規則発言あり）いや、まだ。この親の思い、将来、ましてやこの子は女の子なんです。子どもは産めないとか、奇形児が生まれるとか、そういったことを宣伝されたりしていれば、だれだって子を持つ親はやっぱり心配でたまらないですよ。

それで村長、これもご存じですか。昨日の民友新聞で出ましたけれども、18歳以下、1人甲状腺がん見つかる。この中で、チェルノブイリは最短で4年後に甲状腺がんが出たそうなんです。だから、因果関係はないと最初にこう書いてあるんですよ、新聞はね。ところがですよ、最後にこう書いてあるんですよ。検査の精度が高くなった結果として早目に発見されたと。おかしいんじゃない、これ。新聞の書き方によるんですが。最初は全然因果関係がないと書いてあって、最後は検査密度が上がったので早目に発見されたというようなことも報道されているんですよ。こういった中

ですよ、やっぱりもう本当にきめ細やかな、西郷村民の子どもをみんなで守っていく、将来のために。そういった中で、こういった検査はやりました、ああ県が言っている、1ミリシーベルト以下は大丈夫なんだと。それで検査している人は皆さんいいと思っているかもわからないけれども、この結果を渡された子ども、親、その気持ちは大変なものなんですよ、これから先も。もう食べ物から何からどれだけ神経使っているか。そういったことも考えて、皆さん、この放射能対策、除染対策に一生懸命頑張っていたきたいなと私は思いますけれども、じゃ村長、今の私がお話ししたこの件について意見ををお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ホールボディカウンターの結果、何も書いていないというのは、やっぱりちゃんと説明しなくちゃなりませんから、それはちゃんと説明しなくちゃならないと思います。それから、今ご紹介のあった会長の話ありましたね。今朝の朝日新聞を見てもらいたい。福島版の反対側、全国版なのか福島版なのかわかりませんが、東京大学医学部の中川恵一准教授の話が出ています。飯舘村の小学校に話した話。あれは一つの意見なのかどうかはわかりませんが、そこにも書いてあります。いろんな意見、議員ごらんになったかどうかはわかりませんが。一つはやっぱりどこまで本当にガードしてという基準がわからないんですよ。ゼロでいいのかというふうになりますと、ゼロがいいに決まっていますよね、そういう害があった場合は。それで、害がどこまで発生するのかというやつがなかなかよくわかりません。

もう一つ、今朝はストロンチウムのやつが朝日新聞に出ました。文部科学省と今朝話をしました。あの数字はどういった意味を持つのか、そして健康被害はどうなのかということを知りたりして。やっぱり福島原発由来というふうには考えにくいと。マックスで950というのが、よく聞いたら長野県あたりであるらしい、場所は特定できませんが。福島は130だと。いかなる意味を持つのかと。これはどういうふうに説明したらいいのかと聞いて、結論は今のような安全の言い方をしますが、やっぱりもう少し丁寧に説明をして、そして新聞というのはもう少し細かく説明してもらいたい。それが新聞社の都合で記事が尻切れトンぼになったりするところもあるので、正攻法で出してもらいたい。私は昨日申し上げたとおり、平野大臣に申し上げたらば、文部科学省もそれを承知しているということなので、よく今のことを説明してもらいたい。今のホールボディカウンターもそうですよね。何も知らなくて数字だけということは、やっぱり中途半端といいますか、説明不足です。こういったことを踏まえて、やっぱり私たちは早く、どこまで頑張るのか。それ以外については安心してくださいます。しかし、万が一何か起きた場合は、国で面倒を見るということを経験してもらいたい。実際やっているそうではありますが、そういったことを早くしてもらいたいということを知り、同じことを言っております。ひとつそういうことでよろしくをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） いずれにしても、2,201名の中で百二十何名が出たとい

うことは、やっぱりこれは心配であるし何らかの原因があるんですよ、これは、放射能の影響が。そういった意味では、そういった方に本当にきめ細やかな対応を、先ほど村長これからやると言いましたけれども、やってほしいと思いますので、今後ともそういったあれには一生懸命やっていただきたいと思います。それともう時間がなくて、もう全然先に進めないんですけれども、何点か続けて聞きたいんですけれども、ホールボディカウンターが今県内を回っていると思うんですけれども、今後の西郷村、次に計画があるのか。それと、今回は14歳までですか、中学校3年生まででしたけれども、今度15歳から18歳までの検査はどのようになっているのか。さらには4歳からの検査だったので、今年から4歳になる子どもがいますね。その計画はどうなっているのか。さらには18歳の子がもう既に学生や就職して全国に散らばっています。こういった子どもたちに対してのケアは考えているのか。以上4点です。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今言われたのは、そのとおり同じく私も考えています。ホールボディカウンターは今西郡に1台来ていますが、増やしてもらうように頼んでいます。これも早くやってもらう。要するにちゃんと測って、それがどういう解説で納得していいのかということを知りたいためです。そのためにはということで今県と調整して、それも今西白河郡ということでもありますので、それも西白河郡と一緒にできないかと言ったりということは今県でやっておりますので、いち早く1台よりも増やして早く結果を出したいということでやっておりますので、日にちを具体的にどうこうするというのはこれから詰めていく。以上でやっていきたいということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） あと3つ質問したんですけれども、担当課長に後からその辺をお伺いしますので、よろしくお願いします。先ほど聞くのをちょっと忘れちゃったけれども、甲状腺がんの検査、この予定は西郷村はあるんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 平成24年度中に県民健康調査の一環である甲状腺がん検査につきましては、西郷村も含む福島市など12市町村で実施されております。この対象は平成23年3月11日にゼロ歳から18歳までの方です。検査の時期は11月からやると。保健福祉センター、幼稚園、保育園、小学校、中学校で実施する予定で日程を今調整中でございます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

4番藤田節夫君の一般質問を許します。4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 県民の健康については、法制化したほうが良いということで検討されていた問題が、今年の6月21日に「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」ということが与野党共同提案で成立しております。ただ、この法律もそれだけであって中身が、私が言えばなっていないといえなっていないんですけれども、一定線量以上の放射線被ばくが予想される支援対象地域からの避難や居住、期間について、被災者がみずからの意思によって行うことができるということは前進でしたけれども、支援対象地域の範囲が決まっていないと。さらには具体的な支援策についても何ら盛り込まれていないという内容なので、これはやっぱり、精神的な損害賠償で線引きされましたけれども、そういった意味では、この問題もどこで線引きされるかわからないということがやっぱり予想されるんですよ。そういった意味では、この成り行きですね、具体的な中身、これから煮詰めていくのか、いろんな団体が申し入れすると思うんですけれども、そういった意味でも村としても最善の注意をしてこの法律は見ていくべきじゃないかと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次に、西郷村観光地の環境整備についてお伺いします。1つ目として、トイレの改修と防犯灯の設置についてお聞きするんですけれども、観光地いろいろありますけれども、時間の関係上、ちょっとまとめて私のほうで見てきたこととお話ししますけれども、この問題について村民の方から、藤田さん、雪割橋のトイレ見たことあるのかいと、あんなトイレではだれも西郷村に来なくなるよと私今回言われたんですよ。私も気がついていなかったのがちょっとあれなんですけれども、西の郷遊歩道、さらには剣桂のトイレを点検してきました。あまりにも年代物でびっくりしちゃったんですけれども。これですね、写真に撮ってきましたけれども、今どこへ行っても見たことがないようなトイレですね。男は立って並んでやる、あと中に2つ大便器がある。これ女性がするんですけれども、この女性がするトイレもこうやって欠けているんですよ、便器が。こういった状態を放置しておく。さらには下の駐車場のところにトイレが設けられていますけれども、ここにはもう女性が使うノブが外れたまま。これみんなぼっちゃん。私、石をちょっと投げたんですけれども、お釣りが来ました。あれではもう男もちょっとできないですよ。以前、村長は観光行政に力を入れていくと。さらには観光のリピーターをつかんでいくというような発言をされておりましたけれども、とりあえずなぜ今までこういった部分をほうっておいているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘の部分はみんな知っております。今どういった形で改修していくかということをいろいろ検討したり、あるいは時期の問題、雪割橋の架けかえとか、あるいはこのお掃除の仕方とかそういったことを絡めてやっていたわけで、ほうっていたわけではないということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） ほうっておいたわけではないと言いますけれども、先ほど私が言

いましたけれども、村長が観光行政に力を入れるとカリピーターが来るように、そういった観光行政をしたいということは、もう平成21年度にも私はこの場所で聞いているんですけれども。そういった意味で、ほうっておいたわけではないと言うけれども、多分村長だってあれ使えないと思いますよ、はっきり言って。もう女性の方なんかびっくりしちゃってきやあきやあで、そういう状況なんですよ。すぐこれを直せ、改修しろと言っても無理でしょうけれども、これから秋を迎えシーズンを迎えるわけですよ。観光バスも相当来ていますので、もう使えないのは明らかですから、これは。そういった意味では、とりあえず早急に仮設トイレをあそこに設置するとか、何らかの対策をやっぱりとっていただきたいと思いますけれども、お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 西の郷遊歩道は、あの村有地の栗林のところに1か所あります。それからカルミヤさんの上の勾配のところにありますよね。私も使っていますので、どうかというふうになりますと。ただ、やっぱり古くなった部分と、それからお掃除が完璧にされていない場合は、やっぱりちょっと直してくれという話があります。剣桂のところもいろいろ研究して、バイオでできないかとかいろいろやってきましたが、なかなか維持管理上は容易でないというふうになりますので、国立公園の中という制約とかいろいろあってやっていますが、今言われたように最新の仮設もよくなっている部分がありますので、そういったことを参考にしながらこの整備をしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 掃除のことを云々先ほどから言っていますけれども、掃除はある程度、便器のほうはきれいになっておりました。私が行ったときはね。ただ、利用はできないなと思いました。細かく言えばいろいろ剣桂のところもあります。あそこももう薄暗くて女性がドアを閉めて中へ入ったらもう、見えないと言っちゃちょっと語弊があるけれども、本当に薄暗くてもうだれもしません、はっきり言って。これは前からほかの議員からも言われていることなんですけれども、やっぱり何というかな、どっちを向いて村長は行政をやっているのか私はわかりません。これ9月号の広報に出ていますけれども、これも西郷村の遊歩道を紹介しているんですよ、ちゃんと。トイレも2か所書いてあります。こういうのを宣伝しているにもかかわらず、ああいうところをそのままにしておくというのは私は疑問ですし、今言われたように早急に仮設トイレを設置しておいていただきたいなと思います。それと次に、太陽の国のところにある堀川の親水公園、村長もご存じだと思うんですけれども、この公園の管理はどこでやっているんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 堀川親水公園の整備についてであります。谷津田橋上流の落差工を上流端とし、幸せ橋までの左右岸及び下流右岸拠点整備地区までの区間、おただしの部分も入りますね。福島県が整備し、平成10年4月1日に管理協定を締結、河川の中は県、それ以外は村という形になっております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 周りは村で河川の中は県だということですがけれども、村長は今の状況をどう見ているかちょっと、見たかどうかわからないですけれども、全く水に親しむような公園ではないですね、アシが生い茂って。この実物はこれですよ。このようにきれいな川ですよ。これまでやれとは言わないですけれども、これは最初に撮った写真で。これが西郷村の観光ガイドに載っているんですよ。これを見てお客さんは子どもを連れてここに遊びに行くんですよ。私、今回はこれを見てびっくりしちゃいましたけれども、この夏ですね、私もちょっと旅館業をやっていますけれども、去年は実際お客さんは本当に来ませんでした。今年は大分戻ってきました。どうしても子どもに水遊びをさせたいんだと、どこかないですかと。私はそういう状況はわからなかったんで、電話でやりながら親水公園を紹介しましたけれども、その人はうちに泊まりにきて何も言っていないんですけど、その後見たらこういう状況ですよ。もう子どもが遊ぶような状況じゃないですよ、下は藻がいっぱい。ちょっとこの間行って気がついたけれども、案内板もない。全くもうどうなっているのかと、ここの観光行政は。もしこの川底は県が管理だったら、やっぱり村として指摘をして、シーズン前とかそういったときに整備しておくのが当たり前の話じゃないでしょうかね。どうなんですか、この辺。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 河川の良好な管理と、それから今の整備した後の管理については、そういう区分をしてやっているというわけでありまして。つくったときの趣旨が損なわれないように管理をすべきである。私はやっぱり一番心配しているのは、河川の中にガラスの破片とか金物があることです。昔を思い出すと裸足で川に行きましたよね。今はやっぱり不届きな人がいる。清涼飲料水の瓶をあそこの川のところに投げている人がいる。ゆゆしき状態です。村の問題。子どもたちが裸足で入っていった場合は、あそこはちょうどアユとかヤマメの放流場所になりますので、いつも手を加えていますよね。そういったことで、そういった今の部分をまず整備をする。あとは藻の問題があります。藻の問題は、中州の問題とそれからみお筋に変わったりして流水の速度が変わりますので、そこで溜まったりしますね。アシ、ヨシといったものは浄化の能力がありますので、琵琶湖の問題と同じくそういったものについての接し方といったものはあると思います。ただ、当初を今の写真で見ますと、中州は全然ないですよ。そこまではなかなかいかんだろうというのも議員のお話しありましたが、やっぱり良好な管理ができますように県と話をしたいと思っています。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 村長、何を言っているんだかわからないですけれども、私はね、子どもが遊ぶ場でガラス、金物が危ないんだらば、それなりに看板でも立てておけばいいんじゃないですか。（不規則発言あり）だったら整備するのが当たり前でしょう。こういう状態に置く状態が間違っていますよ、これは。使えないんだらば使えないように、こういう状況で使えないと。さらには放射能がどのぐらい、測って

いるか測っていないか私はわかりません。多分やっていないと思いますよ。それと、小さい子どもたちがこの川に入って、こういう汚い川でも遊んでいるんですよ、この狭いところで。そういった状況をほうっておくというほうがちょっと問題があると私は思いますよ。対処してください、これ。まだまだこれから秋になるんだし。それで、時間がないので次に進みたいと思いますけれども、先ほど言いましたけれども、道路沿いに看板も取りつけてください。あれじゃ行ったってどこが親水公園なのかわからないので、今後お願いしたいと思います。それと、あそこにトイレが設置してありますね、親水公園のところに。あそこはきれいに整備されて掃除されておりました。ところが、あそこの隣にパークゴルフができて、相当な方が、お年寄りの方があそこで悠々楽しんでいるんですけれども、あそこの方があそこを利用しているんですよ。あそこは1個ずつしかないんですけれども、男子1個と多目的1個と。そういった意味で、パークゴルフをやっているおばちゃんから聞いたんですけれども、あそこのパークゴルフ場に仮設トイレを設置してほしいと。私ももう年だったので、朝やっぱり出てくるときに、それが心配でしょうがないんだと言っていましたけれども、そういった意味では、ぜひそういうのも考慮して準備していただきたいと思います。

それから次の質問ですけれども、キャンプ場、ここもひどい状態ですね。これも以前、私は一般質問の中で質問しましたがけれども、第一キャンプ場と言われる一番森食堂側、あそこはもう立入禁止の札1枚。中は多分使えないと思いますね、トイレも何も木造なので。あれもいつまでほうっておくんだか私わかりませんけれども、今年の場合は第二キャンプ場も使えないと。震災のためという云々で看板はありましたけれども、だからここを使用する人は老人福祉センターに来てくださいと。老人福祉センターはいない。その看板だけが立っていますよ。それで見てきましたらば、今年の夏ですね、第二キャンプ場の入り口の前でバーベキューしたりしてやっていたけれども、周りはおみだらですね。もうほとんどというぐらい手が入っていない。私本当に今回、これがっかりしました、全部一応見てきましたけれども。村長の思うところと違うんじゃないですか。今私がずっと説明してきた中で、村長はそういった状態は望まないわけでしょう、観光行政を推進する立場として。そうじゃないですか。やっぱり観光客を誘致して西郷村をアピールしていきたいと、いい西郷村を。ところが、今私いろいろお話ししましたけれども、もうすべてのところがこういう状態なんですよね。だから、どこが管理して何をやっているのかと。キャンプ場も、以前言いましたけれども、トイレがないんですよ、あそこも。去年、一昨年まではキャンプ場を使っていたので、仮設トイレが2つついていましたけれども。だから、遊歩道へ来た人はその仮設トイレを使ったり、この間もお話ししましたがけれども、森食堂の外のトイレを使ったりしていました。今年はそのキャンプ場が使えないために仮設トイレもないんですよ。遊歩道を歩いてくる人はもうバスで待っている、トイレはない、それで森食堂に並ぶ、こういう状況なんです。これ、だれがどこを見てどういう仕事をしているんだかちょっとわかりませんけれども、私がっかりしました。何か答弁があるならばお聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 4番藤田議員のご質問にお答えいたします。

キャンプ場の件でございましたので、私のほうで答弁をさせていただきます。キャンプ場のお話でございますが、震災の影響というお話ありましたが、そのとおりでありまして、今年度はキャンプ場開放を見合わせてきたところでありまして、それに伴いまして、草とか、今お話しありましたようなことの状況になっておりますことを申しわけなく思っている次第です。このキャンプ場につきましては、前々から整備をということをお話もいただいておりますので、この土地のことなどのこともありますので、そのようなことの解消とあわせまして、この整備、そして開放というようなことを検討しておりますので、いましばらく申しわけない状況が続いておりますので、早くそういうことの解消に努めたいと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今、教育長のほうから土地のことと言われましたけれども、これ前回私が質問したときも、あそこは三笠工業株式会社の所有になっておりますけれども、そのとき教育長だったか担当課長だったかちょっと忘れちゃったけれども、ぜひその社長とお話をして、土地の件は何とか譲っていただけるような方向でお話ししたいということでしたけれども、今の話を聞くと何か全然進んでいないような、進んでいるんですか。（不規則発言あり）わかりました。じゃそういった方向で、あそこは本当にあそこ全体をやっぱり西郷村の憩いの場所となるような場所にしていきたいと強く思っていますので、この辺はよろしくお願ひしたいと思っております。そのほかに西郷村は、雄滝、雌滝とか楽翁溪谷もちょっと今はどうしようもない状態です。そういった意味では、観光行政にもう少し力を入れてもいいのかなと思っておりますので、ひとつ今日だけとかこういった話を聞くだけじゃなくて、対応していってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

あと時間が10分になりました。最後の質問になります。インフルエンザの予防接種費用の助成についてということで、現在、村では65歳以上の方々に対して自己負担1,000円でインフルエンザの予防接種が受けられることになっておりますけれども、ご存じのように、これは任意接種といっても多くの方がインフルエンザ予防ワクチンを接種しているのが状況です。子どもは特に重症化したり、さらには学校の学級閉鎖になったり学校閉鎖になったり、これはこの西郷村だけの問題じゃないですけども、そういった状況が毎年新聞報道で騒がれます。そういった意味では、特に子どもたちはそういう集団生活の中にいるので、感染する率も高いんですね。それで、この任意ということで当然お金がかかります。そのお医者によって2,000円から4,000円ぐらいだと言われておりますけれども、今このインフルエンザワクチンを打つことにより相当な予防をされるということが厚生労働省の中でも言われておりますので、西郷村としてもぜひこれに助成を、とりあえず18歳まで助成をしていただきたいと思っておりますので、村長のお考えをお聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 18歳未満のインフルエンザの予防接種についてのおただしでございしますが、平成5年までは集団でやっていたという経過ですが、平成6年度以降は予防接種法の改正がありまして、18歳未満の予防接種が定期接種から任意接種になったと。これにつきましては、安全性とそれから保護者の意向を重視する任意接種というふうになってきたということでございますので、この辺のことについてよく動向を見ながら、安全性とかこの切りかえ、なぜ外されたのか、いろいろあります。しかし、おただしのことにつきましては、この感染とかそういったことはそのとおりの部分がありますので、よく検討させていただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 私は、平成21年の第2回定例会でも同じ質問を実はしているわけですが、このときも同じような答弁でした。これは担当課長はご存じだと思いますけれども、ネットで調べると全国ではもう相当の数の自治体が実施しております。もう福島県でも日本ユネスコの協力で被災地ですね、相馬市とか12市町村、それはユネスコの補助でもってもう昨年度からワクチンを接種していると。宮城県ではもう仙台市だけなんですよ。あと、ほかの市町村は全部もうこれには補助を出しているんです。村長はこれ調べていないからわからないと思いますけれども。そういった状況なので、これは厚生労働省も副反応があると、今村長も言いましたけれども、ほとんど最近は見られないですよ。今はいろんなインフルエンザが来るって前回の答弁でも村長申しておりましたけれども、そういう対応をして今やっているわけですよ、ワクチンづくりでも何でも。急遽、新型インフルエンザだって何だって。それで、昨年のワクチンでも、結局新型インフルエンザも含まれたワクチンになっているというようなことで、これはあれですけどもそういったこともあるので、厚生労働省もそういうことなんです。そういった意味では、ぜひこの西郷村でも、こういう状況もあります。放射能関係もあります。本当に子どもを守るという立場でやっぱり検討していただきたいと、真剣にお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。再度お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話しの向きといいますか、状況もよくわかりました。よく検討させていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 検討するということなので、そういった前の状況も踏まえて担当課長を含めて検討していただいて、本当によりよい村政にしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上で質問を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時46分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

○議長（鈴木宏始君） 2 番真船正晃君、4 番藤田節夫君は所用のため若干遅れる旨の通告がございました。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

通告第 5、9 番小林重夫君の一般質問を許します。9 番小林重夫君。

◇ 9 番 小林重夫君

1. 産業経済行政について
2. 教育行政について

○ 9 番（小林重夫君） 9 番小林重夫であります。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。私の質問事項は、昨日、同僚議員から質問がありましたが、今日は小林流でやらせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、一般質問をさせていただきます。質問の第 1。質問事項、産業経済行政。質問の趣旨。西郷、白河市、県南地域に木質バイオマス発電施設の永続営業、可能な事業所の設置をということであります。3・11 東日本大震災、東京電力福島第一原発事故から 1 年半が過ぎました。佐藤県知事は、脱原発、再生可能エネルギーの推進、医療機器産業、研究企業の集積を福島復興の指針としております。デンマークと洋上風力発電の相互技術研究推進の協定、ドイツとは医療産業推進の協定を結んだとの報道を見ました。私も賛同するものであります。村執行部、村長に伺います。1 点として、ドイツの対日投資セミナーの講演で、県町村会長の西郷村長も「自治体を実施する再生可能エネルギー政策」と題し講演したと出ていましたが、どのようなことを施策として述べたのかお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 9 番小林議員の一般質問にお答えをいたします。

この新エネルギーの研究に向けてのご提言の前に、ドイツにおける講演の内容というおたがでございましたので、昨日、金田議員からもあつて概略は申し上げましたが、この講演の中身となりますと、やっぱり町村会として福島県全体としての方向の中に市町村が 59 あります。それが自治体として県という自治体、それから市町村という自治体でどう連携していくのかという観点で、県は全体的なことを述べられました。昨日申し上げましたように、県内の 3 つの町村の取り組みに加え、さらには今度は西郷村でどうなのかということで、エネルギービジョンを策定いたしましたので、そういったことで今こういう研究をしていると。新しいエネルギーについては、西郷村は、風力あるいはソーラー、水力、バイオマス、いっぱいございます。それらの取り組みについてどのように普及啓蒙、さらには行政と手を組んでやっていくのかということでは、いろいろな研究を進めていきたいと。ついては、ドイツにおける先進的な手法について手を組もうではないか。あるいはドイツのそういった対外投資といったものについてこの新エネルギーの部分が大きいにあるものですから、それについて福島県内の市町村、県もちろんそうですが、そういったところと手を組んでいきたいと思いますので協力をお願いした次第でございます。

○議長（鈴木宏始君） 9 番小林重夫君。

○ 9 番（小林重夫君） じゃ、村長がそのように述べたように、県南地域も前向きにやってもらいたいと思います。次に、2 番として、再生可能エネルギーにはバイオマス、小水力、太陽光、風力、その他大小各種あるようではありますが、自治体が設置するもの、企業で設置するもの、個人で設置するもの、再生可能エネルギー推進には各種を

問わず大事ですが、村長は何を重点に推進しようとしているのかお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） どこに重点を置くのかというおただしでございます。平成22年度に「新エネルギービジョン 西郷村」ということでつくりましたが、これは村民あるいは事業者といった方の意向調査、それから本村におけるエネルギーの賦存量、利用可能量などを調査いたしました。そして、その可能性の高い順にということになりますが、本村における導入の可能性の高い新エネルギーとしまして太陽光、それから太陽の熱ですね、さらにはバイオマス、畜産のバイオマス、BDF、中小規模の水力発電などをずっと挙げているところでございます。今回この方向として、世界は同じことを実はやっております。特にドイツにおきましては、あるいはデンマーク等につきましては、風力それから太陽光が見たところでありますが、やはりこの双方の中に内在する問題も昨日申し上げましたが、まず気象条件、やっぱり太陽といいますか日照時間の長さ、あるいは風光、風力の一定しない部分とか、あるいはその他のメタン、バイオとか何かについては一つのプラントですね。なかなか起電力が弱いということがございますので、そういった部分と先ほど言われた国・県、市町村、さらには民間、個人の介在の仕方等についてさまざまなアプローチをしておりますので、これらをいろいろ研究して、まずは具体的に実効性を伴うということであれば長続きいたしませんので、それを観点にやっぱり研究を進めて、どれを普及していくかということをやより細かにつかんでいきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 村長が再生可能エネルギーをいろいろ言っていますけれども、西郷村で村長自身が一番推進しようとしている核心のそういうふうなものは何なのか。ソーラー、太陽光とか風力とかバイオマスとかありますよね。私も自宅にいるといろんな、郡山から来たとか福島から来た、この間は仙台から来たと、太陽光発電のそういうふうな会社の者でありますと、こういうふうにチラシとか持ってくるんですよ。そういうふうな状況、国とか県とかあと村の助成もあって、確かにそれはいいことではないかなと思います。私もセキスイハイムという家、それをつくっているものだから、セキスイハイムでマイタウンでこの間、太陽光の設置の説明、その興味がちょっとあったから行ったわけですけども、やはり設置する側といろんな助成を交えないと400万円ぐらいかかるらしいんですね。そこでいろんな助成を国・県でね。この太陽光は本当にいろいろな条件が、日本の家屋の角度というか、そういう本当に自然に恵まれた家屋があるものですから、やはり西郷村でももっと力を、個人的には助成の幅をもっと広げて推進できるようになればなとは思っております。その件についてはどうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ただいまソーラーのことを具体的に申されました。それは一つの方向として、村も補助金を出して国と県、それから村が出すということを決めて今年から始まりましたですね。今40件近くの申し込みがあります。一つはやっぱり

42円で買い取りを20年やる。今回一つこれを打ち出しまして、ドイツの倍ぐらいだという話を聞きました。やっぱり一つはこの初期投資は大変ですが、やはり売電といますか、売ることもできる、それを買うことができるということにより、先ほど申し上げたように、気象との関係があります。24時間フラットに発電できるかという問題が解決されたり、あるいはこの投資効率がもっとよくなるといったことがうまくいくという方向で進んでいきますので、その方向でやっぱりソーラーは一つ進んでいるという気がいたします。そういう方向で、技術開発はやはり村だけではできませんので、民間あるいは産学官すべてが総力を挙げて、多分、今後原発にかわるエネルギーの取得の方法として力を入れていきますので、同じ考えを持ってやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 再質問します。西郷村もこういう山間、いろいろ河川があり山があり、いろいろほかの自治体から比べれば本当にすばらしく恵まれているのかなと私は思います。小水力とかいろいろありますので、そういうのもやっぱり生かせるものはすべて生かせる方向に村としてリードしていくとか何というか、そういういろんな国・県の助成金を生かしながらよい方向に行ければなど。この間、私も家内を連れて、家内の話しして悪いけれども、家内もストレスがたまると（聞き取り不能）困りますから。湯西川のほうに行ったんですよ。テレビで水上・水陸バスなんていうのをやっていたから、ちょっといいんじゃないかなと行ったら、もう水がなくて水陸両用バスはだめだなんて言って、運行だけ3,000円のところを1,500円でやりませんかなんてやっていたけれども、そのときに川治ダムとか川俣ダムも一応見学研修しました。ただ、あれはどういうふうなダムだかよく説明は聞かないけれども、水量はこうなっていますけれども、下のほうでかなりの音で排水しているんですね。ああいうふうなものも本当に今脱原発、そういうような再生可能エネルギーとか、ただこういうふうに放流しているというのはもったいないなど。電力にあれ、電気施設とか電力にかわるんですよ、何千ボルトかわからないけれども。そういうふうなところが日本にはまだまだあるということで、それを生かせれば、我が村もそういうふうなところをもっと本当に脱原発ということをやったり、こういうふうな未曾有の大震災があったんですから、村長、その辺は前向きに進めるべきだなと思っています。この件についてはどうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やっぱりエネルギーを手にする方法は、今言われたダムの放水だとか、もう少し水量が多くて、そしていつも放水しているのであれば時間は関係なく夜昼ということもありますね。有効な手段というふうにとらえられています。先ほどのソーラーのことですが、日本全国の日照時間から見ますとやっぱり香川県が一番長い。福島県は30番よりちょっと下なのかなということですが、でも今日みたいにこのように太陽光が強くて、さらに今後どういくのか。太陽追尾の受け皿をつくるのか、いろいろ出てくると思いますが、今言われたことも含めた新しいエネルギーの開発、

安定的な供給、原子力にかわるものについてはスピードが上がるものというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） それでは、次に3として質問します。戦後、昭和40年代前半頃まで、日本の高度経済成長期以前までは、燃料、エネルギーの主力は水力発電、火力発電、石炭、薪炭でした。森林、山林は、用材、薪炭等の生産のため計画的に伐採され、山林の手入れも行き届き、すばらしい里山の景観をなしていました。山里も活気がありました。現在は石油、ガス、電力等がエネルギーの主力に、用材は新建材、外国からの安い輸入木材に追われて植林も衰退、山林経済に大打撃を受け、現在は荒れ放題、山林と里山の境界もなくなり、熊、イノシシが各地に出没、畑も荒らされ、獣害に悩む時代になってしまいました。私たちは原発事故等、未曾有の大難に遭遇しております。難を難ととらえ、プラス思考を持って対応していかなければなりません。村長に提言します。西郷、白河市、県南地域に木質バイオマス発電施設、事業所の設置をということであります。会津地域では、会津若松市を中心に設置、営業発電を開始したとのこと。この事業は、西郷、白河市、県南地域の林業の再生、山林経済の発展、これから進められるであろう山林の除染にも貢献するものと確信いたします。村長の町村会長としてのリーダーシップを期待するものであります。民主党の金子恵美参議院議員は、28日の参議院農林水産委員会で木質バイオマス発電施設の必要性を訴えた。金子氏は、除染と森林整備を一体的に実施した場合、放射性物質を含む木質資源が大量に発生するため、木質バイオマス発電施設で処分し、本県の林業再生を後押しするように求めた。岩本司農林水産副大臣は、林業が再生するとともに、再生可能エネルギーの拡大・発展につながるように、地元の意見を聞いて検討したいと答えた。村長の見解を求めます。

○議長（鈴木宏始君） 2番真船正晃君、4番藤田節夫君が着席いたしました。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 木質バイオマスと、それから今の国会における質問と答弁に対する見解ですね。ただいまこの山林の疲弊についての原因を述べられました。昭和30年代の中頃、木材の輸入が自由化されてもう既に30年たちました。どのように変わっていったのか。一般の住宅建材を見ますと、米国産のツガとか、あれがもう私たちの身近にあることは一般化しましたですね。問題は、そういうことがずっと続いてきた結果はどうなったのかというふうになりますと、当地方の杉、ヒノキ、やっぱり40年伐期のサイクル、40年における林班の区分、それから40分の1ずつ伐期が来て売り出すといったことが崩れてきた、値段によって。そして、それが放置されるようになると、やっぱり林道は荒れるし人の入り方も少なくなる。そういったことがずっと出てきてということがある。もっと別な理由もありますが、環境保全あるいはいろんなことを考えた場合は、やっぱり日本のこの水を含んだ、中国産地のタタではありませんが、石炭にかわるエネルギーとして薪炭という再生エネルギーが前は40年に1回ですね。あるいはもっと近くエネルギーをとることができるということ

についてのサイクルみたいなものがちゃんとあったという時代から、少し変わってきたのであります。

それをどうするかというふうになりますと、では新たな利用とそれからその成果品を受け取るそういうシステムが必要。それは今質問があったとおり、あるいは答弁があったとおりだと思います。それがこの西白河地方のバイオマス発電に関係してくるわけですが、もちろん今の部分がやはり再生可能なものとして、あるいは間伐材をどう使うとかいろんな問題、使えるのであれば、それは本当にそういう方向でいきたいと私も思っております。今問題になっていますのは、放射能の物質をどう除去するかということが同時に行わなければならない問題ですね。でも、これはクリアしてというようになりますと、中長期的に本当にこの山林の利用とそれからウッドパワーといいますか、この間伐材あるいは木材の利用、その他の葉っぱとか枝ですね、全体からぐるぐるこのサイクルとして利用できる一つのプラントめいたものが明らかになってくれば、議員おただしのおりそういった方向に行ける。当面何が問題かとなりますと、やっぱり放射能の状況がどうできるかとか、あるいは単価の問題ですね。そういったものをクリアしながら、やっぱり山林の環境保全あるいは森林資源としての活用、あるいは新しいエネルギーをつかむ手段としてのうまい組み合わせといったものが考えられるのではないかというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 再質問させていただきます。村長ね、昔、私が学校を終わった頃は、日本の国というのとはにかく7割は山林で、もう本当にすばらしい山林とあとは海洋王国ですか、それを今こういうふうな便利な時代になっても、やはり昔のような本当にそういう山林経済復興を、国も県もそういうところにも力を入れてやらなくちゃいけないんですよ。これから進められる除染だって、平らなところばかりやって山から流れてくれば、もぬけの何と言うんだ、もう効果がないようなことになっちゃうわけですから。昔は村長ね、私が学校を終わった頃はまだ馬がいて、冬になると必ず冬装束でまきを切りに行ったものね。燃料づくりだったんですよ。村ではそういう何十町歩というところを手分けして、ここはこうだとやって、そしてもう本当に西郷村全体とか西白河郡だのかなり何十町歩と毎年伐採したものな。ということは、それはすばらしいことなので、伐採するということはそれをまた再生していくということですね。その伐採とかそういうのは家庭で除染ね、木の葉でも何でもやってそれをみんな燃料にすればいいんですよ、全部。今はまきや炭は売れないんだから、バイオマス燃料としてナラとかクヌギとかああいうエネルギーの詰まった、杉じゃなくてもそういう木材があるんだから、それを今度は伐採とか搬出するとか、そういういろんな山の経済復興に必ずなると思うんですよ。だから私、このようなことを今回提案したんですけれども。

やっぱりこういうようなことは昔ね、村長、白河パルプ工場というのがあって、あそここのところにはみんなパルプをつくるブナとか松とかそういうのが廃材になっていっぱいあったんですよ。そのように、村長は町村会長なんだから、白河、県南地域の

中心あたりにそういう土地を確保して、今はあれ何町歩ぐらいだというのを聞いたけれどもね。そんなふうなあれで、ああいうふうな地域のいろんな灌木から雑木から全部燃料として集めて、そうすれば除染も進むし活性化もね。昔、だから1反歩が何反歩ってね、何万円とか何とかって今は安くなっているかもしれないけれども、どのぐらいで買い取りするのかわからないけれども、そういうふうな方向に県南地域か西郷がリードをとって進めるべきだと私は思うんですよ。そうすればもう山林、羽太でも何でもああいう山でもどこでもみんな活性化するんですよ。うちのほうだって本当にただの荒れっばなし。だから、そうなればキノコでも何でも今度は孢子でも少なくなったりして、もう食べられんようになってくるしね。そういうこともできるんですよ、村長。私の考えどうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いいお考えだと思います。今後の展開として、今の森林のといいますか、山林の再生をするといったところに多分一番の大きな観点を置くべきだと。やっぱり植林すれば、あるいは広葉樹が自然の恵みでぐるぐる回る、それをどのようにしていくかという問題だと思います。問題は、それはいいとして、この前に具体的にお風呂のボイラーとの比較をしてみましようという話を聞いたことがあります。今木質ペレットがキロ45円だか50円の間で売っているんですね、多分。三十七、八円になってくるとそれが石油とのバランスがとれて、そういったこともできるだろうと。ただ、その間をどうするかと。何かいい方法はないかという話もされていると聞いたことがあります。もちろんそのためには新たなエネルギーの調達方法と、新たな仕組みの中に今みたいなものが入ってきたりということもあるでしょうが、大きく言えば今言われた再生可能ということは、やっぱり山は木はひとりだけで大きく、ひとりではないですが、ある程度の整備をすれば再生可能だという観点は、いいものだというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） とにかく村長ね、前向きに、抽象的なことじゃなくて、いいことは小林重夫の提案はすごいんだと訴えて、白河でもみんな西白河郡にそういう話をしてそういうところをつくってくださいよ、本当に。そうすれば本当にすばらしく山、山林ね、経済も雇用もみんな活発化、国だってそういうような再生エネルギーに力を入れるというんだから、そういう山林行政にもっと予算をつけてもらって、そういうふうに奥山でもどこでも。そうすれば村長、熊があそこに出た、ここに出た、ぶつかったなんてね、もう切って山が再生すれば実もよくなるし、こんな里山に出てこんだって大丈夫なんですよ。そういうふうなこともできるなと思います。私はだからその辺のことをね、かねて耕地をつくってこの地域に貢献したように、そういうふうなものをやっぱりこの白河地域、県南につくって。これ燃料というのを補給しなくちゃね、だから私、永続可能と、永続可能な需要と供給がこう何というのか、プラントで燃やして、その燃料が不足するとだめですから、そういうようなのを供給できるようなそれぐらいの規模のものをつくって、それだけやればすごいことなのではないかなと思

うんですよ。

じゃ、この件で、あと岡山県の例があるからちょっと読んでみます。これ8月31日の日本経済新聞です。「『岡山・真庭に木質バイオマス発電所 集成材の銘建工業』。集成材最大手の銘建工業（岡山県真庭市、中島浩一郎社長）は29日、同市内に間伐材など木質バイオマス（生物資源）を燃料とする発電所を建設すると発表した。11月に新会社を設立し、2013年4月に着工、15年4月に稼働する予定。出力は1万キロワット。総事業費は37億円。真庭市など官民で燃料・資金調達を支援し、森林に資金が還流する仕組みをつくる。新会社は資本金2億9,000万円。銘建工業が過半を出資。真庭木材事業協同組合、真庭森林組合なども資本参加する。市民から出資を募るファンドの設立も検討する。岡山県真庭産業団地（真庭市）の1万3,000平方メートルを1億2,000万円で購入し、発電施設を建設する。建設には国の補助金14億円や借り入れなどを充てる。発電所は年330日・24時間稼働し、年間出力7万9,000メガワット時（メガは100万）を見込む。全量を中国電力などに売電する。再生可能エネルギーの全量買い取り価格は間伐材など未利用木材は1キロワット時33.6円、端材などの一般木材は25.2円と決まっている。売電収入は年23億円となる。年間に使う燃料は間伐材など未利用木材が8万トン、製材所から出る端材やかんなくずなどが4万トンを予定。それぞれ森林組合や製材所などから買い取ることで、木材の利用を促し、資金を還流させて森林の整備・保全につなげる。事業費や燃料調達の仕組みづくりを支援する目的で29日、銘建工業や真庭市を中心に官民で真庭バイオマス発電事業推進協議会を設立。会長に井出紘一郎・真庭市長が就任した。」と、このようなことが例として出ております。この件についてどうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 新たな森林の活用と、それからエネルギーを得る方法として傾聴に値すべき事業だと思います。ちょうど今お話しの中にキロ32円とかという話が出ましたですね。これはペレットのものですか。（不規則発言あり）ああ、そうですか。前に聞いた三十七、八円であれば大丈夫だという線より今低かったので、ちょっとびっくりしましたですね。そうでないと多分ペイしないということでしょうか。（不規則発言あり）よくお話しの方はお聞かせ願ったり、あとは調べてみたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） じゃ、次にいきます。4番として、西白河白河ゾーン整備組合の運営するリサイクルセンターについて、再生エネルギーの価値的な処理方法についてお尋ね、提言します。毎日何十トンの燃えるごみを集荷、燃焼しているのかわかりませんが、私は年に3回ほど家庭用ごみ処理のために行きますが、そのたびごとにプラントでただ燃焼処理しているのがもったいなく思っております。そのエネルギーを電力に変えたら月、年ごとに何千、何万キロワットアワー発電できるのか、専門家でないのかわかりませんが、もったいないことでもあります。ごみ処理で発電用プラントに

変えられるのであれば、再生エネルギー推進の実証ではないかと思います。全国にそのようなところがあるのなら、西白河白河ゾーンとして早急に推進すべきと思いますが、町村会長、西郷村長の見解をお聞きいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今のお話はそのとおりであります。夏梨の焼却施設は、つくったときは一時80トン処理、少し足りなくなって今120トンまでであります。どのように燃やしているかといいますと、やっぱり最初はお正月は休みますね、気温が下がりますので。あれを重油で数百度まで上げます。それである一定温度、800度ですかね、もっと低いかもわからないが、そこまで温度が上がるとあとは燃料を供給しますと連続して燃えることが可能です。そこで、そのエネルギーをうまく使えないかということとは当初からありました。私も昔あれをつくるときいろいろ調べました。それで、80トン回しではなかなか仕掛けと、それから出てくるものについての相当差があって、やっぱりなかなか効率的ではなくて断念した経過があります。それに先立って、私は倉敷市役所、あの段階では平成の始まりの頃ですね。今同じ問題があつて、倉敷市のごみ焼却場と市役所が同じ場所に建っていた。今言われたことを全く実証されましたですね。熱を使って、それをコージェネレーションを使って温水とそれから冷房にも使えるようにしたということをしたわけです。問題は、その搬入搬出と市役所の車の接点を混在しないように、パッカー車が毎日それこそ、大きい都市でありますので。そんなことがあつたりして来ましたが、導入時期は、やっぱり最初は効率と投資の問題でなかなかうまくいかなかったということがあります。では、今後そういうことがあり得るのかという話でございますので、結局このプラントがより効率的に、今の発電は最初はなかった、熱をどう使うかということでしたが、やっぱり発電までいく可能性がより効率的にできてくるとするならば、今後の新しい展開としてはやっぱり考慮すべきものとして入ってくる可能性はないとは言えない。今お話しありましたとおり、どこかの段階でそういうことは事務局と、それからほかの町村もしてみたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 再質問します。今、村長の前向きな答弁は、本当に私もいいことだと思います。昔、八龍神にある頃は、ただお湯をそういう健康の何かに使ってやっていたというけれども、今は電力にごみを変えれば多方面に多用途に使えるんですね。今いろいろ私が質問した水力発電、水力は安定していますから、あとはバイオマス、それから太陽光、風力発電、発電するとちょっと不安定なあれがあると。ところが、日本の今の技術で大きな蓄電池をつくって発電しても、大きな蓄電池で夜でも何でもためておいて、使うときに今度は平均に送電するという、そういう技術は日本はどんどんこれから進んでいくのではないかと。だから、今のようなそういう安定的な発電、送電するには、そういうふうな蓄電池がだんだん大きいものが開発されていると。だから前向きに考えて、私もいつも集めるたびに、もったいない運動のマータイさんでなくても本当にもったいないよな、ただ燃やしているよね。もったいないなど。あ

れいを燃料に変えればすごい一挙両得の発電等の処理ができるわけなんですよ。そういうことで、村長は町村会長の立場にあるんですから、白河市長に打診してやっぱりそういうふうに進めるべきだと思います。そのことを提案しておきます。どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） もちろんそういったお話もして、あるいは調査をして、今のお話、いい話だと思いますので。それはもちろん支出するものとのバランスもありますので、いろいろなことを考えて、方向性はいいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） では、次に今大問題の教育行政にいきます。質問の趣旨。全国の小中学校のいじめ問題について、西郷村の現状を伺う。大津市の中学生自殺に端を發したいじめ問題、テレビ、新聞、雑誌等で毎日のように聞かされる。昨今のいじめは陰湿で残酷。今の教育は何か不足し、狂っているとしか思えない。私が小中学生の頃は生活も大変で、物が無い時代で助け合って生きていた時代でしたが、いじめ問題などはなかったと思います。先生は怖く感じられ、時には廊下に立たされたこともありました。農家は親の仕事も忙しく、下校のときは道草などをしては怒られたものだ。家に帰ると妹、弟の面倒を見たり、風呂の水汲みや風呂たきはいつも定番でやっていました。親は子の労働力を待っており、農家の取り入れも手伝った。今のような恵まれた経済環境もなく、苦しい時代であった。今現在、いじめ問題が雨後のタケノコのように出てくるというのは、何か不足し何か狂っているとしか思えない。今の世の中は、助け合い等の優しさや思いやりが不足し、苦しいことに対する忍耐力がなく、正と邪（悪）との区別をつける力も劣っているように感じられる。現在、現場で教えている教師も親も恵まれた時代に育ったためか、雑草のような強さ、忍耐力に欠けているように思われる。このような中で、いじめ問題は多々起きている状況であります。そこで教育長にお伺いします。1つとして、西郷村には小学校5校、中学校3校があるが、過去、現在、いじめ問題はあったのかどうか。小学校、中学校の件についてお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 9番小林議員のご質問にお答えいたします。

いじめ問題に関しまして、今一般的なことのお話がありました。社会現象として今いじめのことが起きていまして、マスコミ等連日のように報道されたりしている、学校でもそういうことが起きているということについて、非常に残念というふうに思っています。お話しの中で、教育、これが今残酷で狂っているという表現のお話等もございましたが、これ教育がそうだというふうには私もとらえてはいないで、これ全体、社会全体のこととしてとらえていく必要があるというふうに思っている次第でございます。議員が子どもの頃のお話等がございましたが、私も年代で育ちましたので、確かにそういうことは家の手伝い等を含めて、家庭の中で家族を含めてしっかり指導される、学校でも先生の厳しい教え、家に帰っては親の厳しい教え、行動を伴っ

てそういうことを背中で教えてもらえるなど、確かにそういうことはあったと思います。今も学校で、教育で、人との関係の中でいじめということは大事に取り上げられていまして、決してそのようなことをしてはいけないというようなことを厳しく指導もなされているとおりでであるというふうに認識した上で、ご質問にお答え申し上げたいと思います。

西郷村のいじめの現状は、過去とあわせてどうなっているんですかというご質問でございます。本年度、西郷村におきましては、8月までのことでございますが、教育委員会に報告のあったいじめの件数は、昨日も申し上げましたが、小学校で1件、中学校で1件でございます。合計2件であります。これは昨年度の小学校でゼロ件、中学校での4件、合計4件のいじめ認知件数と比較いたしますと、減少している状況でございます。たまたま昨日、全国の昨年度の報告もありましたが、全国でも減少、県内は非常に少ない県ということで減少しているという状況でありますので、西郷村もそういう状況に同じようにあるんだなという認識であります。ちなみに、平成18年度の小学校は3件、中学校はゼロ件、計3件ということでございますので、ここ近年をずっと見てみます中では、1件から10件程度ということで推移をしてきているという、私たちが報告をして把握している村の現況でございます。ご理解よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 今、教育長から1件、10件というお話がありましたが、いじめ問題があったとするならば、教育長、どのようないじめなのかお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

ただいま申し上げましたいじめの内容についてでございますが、悪口、陰口、嫌なことを言う、こういうことが多くて、次いで仲間外れにされる、何かぶつかってくるとか、あるいはにらんでいるとか、そういうような内容で把握されての報告でございます。幸いにそのほとんどが解消済みでありまして、現在対応中なのは、前年からの引き継ぎを含めて1件というふうに報告されて把握をしているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 次にいきます。学校、教師、教育委員会は、どのようにいじめを発見し、どのように対処解決策をとったのかお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 発見、さらには対処解決をどういうふうに行っているのかということでございます。お答えを申し上げます。それぞれ事例が異なっておりますので、必ずしもこういう方法だけということではございませんが、例えば申し上げますと、学校、教師は次のような方法で把握したり対応したりしております。まずはそういう様子を担任はいつも、あらゆる時間等を通して授業並びにその周辺部で観察をし、気づきを注意深く行っています。そういう中にありまして、いじめを気づいたりそういうことが起きますと、そういういじめの把握ということにつながります。

また一方、いじめられた本人並びに保護者等からの訴えなどもあって把握する、そういう状況のときもございます。そういうことがありますと、直ちに、担任はもちろんですが、所属している学年の会議を開きましたり、あるいは生徒指導という校内の会議を開きましたりいたしまして、その事態の共通理解を図りまして、単独での対応はしないということで対応を進めているところでございます。さらに、事態が仮に深刻だというふうに思われるときもあるわけですので、あるいは深刻になっているのではないかというそういう心構えのもとに、状況をできるだけ早く把握して早期に対応するという基本方針を各学校とをもっております。そして、教職員が一体となりまして共同で当該児童・生徒に個別の対応をしたり、必要があれば家族等にも一緒にこのことに入らせていただきまして、いじめが深刻化しない、そういう対応をしているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） では、次の質問をします。いじめ問題対策マニュアルはあるのかどうか、お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

いじめのことにつきましては、今回さまざまな、先ほど申し上げましたようなマスコミ等報道がございまして、今本当に大きな問題になっています。これは前にもそういうことがあって大きく取り上げ、さらにいじめのことを何とかしなければならぬという事態が起きたときがございました。記憶に持っていていただいているかとも思います。そのときからいじめのマニュアルを各学校でつくっておきまして、現在もそれぞれの学校すべてマニュアルを持っています。先ほど申し上げましたようなことを内容にしながら、いじめが仮に起きたときの対応の仕方についてマニュアルをつくっているところでございます。現在、今回のことを校長先生方が大事に考えていただきまして、8月の会議の折に各学校の現在のマニュアルを持ち寄りまして、マニュアルの改善につきまして会議の内容としたところでございます。その中の主なる改正点につきましては、いじめが仮に起きた際には、今までのものに加えてその時々、さらに早期に把握して早期に対応するという視点から、あるいはいじめはどこでも起きる可能性があるので、そのことについての対応をしていくこと。さらには起きた場合には、子ども、当該児童・生徒を徹底して守ること。さらには事態を開いて、保護者あるいはPTAという組織、どうしても必要な場合には警察にもちゅうちょせず連携をとって行うことなどを視点の中に盛り込んで、各学校のマニュアルをもう一度改善しようということでマニュアル改善の再検討をしているところでございます。10月に校長会がまた定例で行われますので、その折にこのことを話し合うことになっておりますので、一層マニュアルを使ってのいじめ対策を行っていきたいと考えております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 私もこの暑い中やっているものですから、時間もだんだんなくなってくる。あとこのマニュアル対策の6項目についてまとめて質問します。1として、

いじめ問題についての基本認識はどうか。次に、ロとして、いじめの未然防止のための施策はあるのか。次に、ハとして、いじめの早期発見についての施策はあるのか。ニとして、いじめ発見から解決までの方法はあるのか。ホとして、いじめ問題の組織対応の方策はあるのか。へとして、インターネット、携帯電話等に原因のあるいじめに対してはどのように対処するのかお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） いじめ対策につきまして幾つかお話がございました。まず、基本的なことにつきましては、対策のほうを先に述べまして後ほど申し上げたいというふうに思っています。いじめ対策の中で、1つはいじめをどうやって防止するんだということがございました。昨日も申し上げたんですが、いじめというのは人間関係を行っている中でどうしても起きてくるトラブル、そういうことがもとになっていじめということが起きている現象を見ますと、人間関係を持っている子どもたち、私たちもそうですが、どうしてもいじめというそういうことになっていきます。ただし、これが一方的に、そして精神的に肉体的に一方的にそういうことが継続しますと、それは当然いじめでありますし、なかなか深刻な事態になっていくということから、なるだけ早く食い止めるということがどうしても必要です。気づくことが必要です。したがって、各学校におきましてあらゆる方法をとって、どうやったら早く気づけるのかそれを行っていく、そういうことを先ほどのマニュアルの中にも入れていくということでございます。抽象的になっていきますが、その把握する方法などいろいろ工夫していますけれども、絶対的なことがあるのかと後ほどの質問を含めていただいています。その特効薬というんですか、絶対的というのはいくらもなくて、みんなでそのことを今どうすればということで、さらに研修したり話し合いをしたり考えたりしてまいりたいと思っています。

発見の方法ですが、これは幅広く気づいていただいたほうが一番いいことだと思います。したがって、本人からこういういじめに遭っているよということは、ちゅうちょなく話してもらえようという日常的なそういう雰囲気を含めて、そういう子ども世界をつくっていくということが必要でありますし、何でも話せる学級とか、なかなか話せないんですがあの先生にだったら話せるとか、あのお友達だったら話せるとか、そういうことをつくっていくことが絶対必要というふうに思っております。しかし、これもこの方法なら絶対だというのは、これもなかなか難しいことでもありますので、あらゆる方法を使って学校から、家庭から、地域から発見の情報をいただく、そういう取り組みをしてまいりたいというふうに思っています。

それから、解決の方法で絶対的なことはあるのかということですが、これも今申し上げてきましたことでもございまして、絶対的などというのはいくらもございません。早く発見して早く対応して、一度姿を消したようでも再燃ということがあるものですから、そういうことを気を配りながらきめ細かく対応を続けるということが大事かと思えます。深刻になってしまったものは、先ほど申し上げましたような学校だけの力でなく、外部の力を大いにかりて、そして解決を一緒に図っていくことが必要で

あります。また、事前の相談体制なども組み込んで予防策も一緒に考える必要があると考えております。組織対応ですが、これは学年会、学校ぐるみ、抱え込まずに共同でPTAなど外部の組織という力もかりて、警察という最終的な対応をしていただける機関などとも連携してという対応を考えていきたいと思っております。

最後に、インターネットの話であります。これは非常に難しいことではございます。私のような年齢の者にとってはかなり難しい案件なんです。学校では若い教師もいまして、さまざまなインターネットにいわゆる悪口などを書き込まれたりする、そういうことが大人が見えにくいところで起きていることに対する対応については、意見などをいろいろもらっているところでございます。しかし、学校だけの力ではこのインターネットの問題は解決しませんので、家庭はもちろんなんです。いわゆる専門家、こういう方たちの力をかりて、西郷村でいいますと福島県の教育センター、そういうところとかの力もお借りしながらこういう対応をしていかないと、インターネット上でのいじめの対応等はなかなかできないというふうに思っております。

もう一つ、ご質問いただいております基本的な考えをどうするんだということではございますが、先ほどの繰り返しになりますが、現実には起きてしまうということがあるものですから、予防策を授業を通して道徳の時間や特別活動の時間でそういうことはいじめというのはどういうものなのか、どういう影響を与えるのか、議員も申されましたが、なぜいじめが悲惨なことにつながったりするのかなど、学習をしていただくことがどうしても必要でございます。その際に、いじめというのは許されない、そして学校は決して許さないということを子どもたちに伝える、そういうことも非常に大事なことかというふうに思っております。事例がさまざまな場所でさまざまな形で起きますものですから、早期発見、早期対応ということ、さらには迅速ということ、を大事に考えて行ってまいります。学校だけでの解決を図らず、いろんな力をお借りして予防と、さらには解決に当たるのだというそういう基本方針を持って対応をしてまいりましたし、これからも対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

9番小林重夫君の一般質問を許します。9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） それでは、最後の手前ですが、いじめ問題についての教育長の固い固い基本認識はどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

先ほど答弁の中で申し上げましたが、基本的認識と改めてお尋ねありましたので、別な言葉で申し上げたいというふうに思っています。私は学校教育に携わっていき、そういう中で子どもたちは学ぶということの一つの柱に、もう一つは集団生活の基礎を養うということで、学校に子どもたちは目的として来ています。そういう中で集団生活を学ぶのはなぜかといいますと、私なりに考えますと、人間関係をどういうふうにつくっていくのか、その基礎の部分で小学校、中学校を通して学んだと。それは学校生活ばかりでなく、学校の内外でそういうことを学んでいくんだということでございます。そういう中で人間関係を切り結びする中でやはりトラブルが起きる。そのトラブルにどう対応していくのか。いじめもその一つの現象なのでという、そういうことを一つ考えております。したがって、そのことの対応を早期に考え、みんなで考えるということが大事かというふうに思っています。二つ目は、人はせっかく命をもらって生まれてきましたので、自分は大切だという認識を持つべきというふうに思っています。また、自分だけが大事なのではなくて、他の人も大事という、自分も他の人もという、いわゆる自立と共生ということが非常に大切だというふうに考えています。そういう中で人間関係をどう考えるんだということを、子どもたちに学んでほしいというふうに思っています。三つ目には、そうはいってもやっぱりトラブルが起きるということを再三申し上げますので、そういう際には早期に大人が気づいて、本人、周りの人が気づいて、そしてそのことの修正を図っていくという機会と場、方法が必要だというふうに考えております。四つ目には、日常的にということが非常に大事で、これは子どもだけに「おまえたち、いじめはだめだぞ」と言うのではなくて、やはり大人も含めて社会全体の中でそのことを考え、特に大人は導く立場にありますので、よく後ろ姿でと言われるように、大人がそのことを率先して示し、また、大人の言葉を聞いてもらえる、そういう大人になっていくことが必要だと思っております。

幸いに西郷村には「見守り隊」とか、本当にお世話になっている組織、あるいは「子育て宣言」とか、西郷村独特のPTAの皆さんがつくってくださったそういうものがありますので、みんなで見守り、みんなではぐくむ、そういうことを西郷村としてやっていけるし、やっていく必要があるのではないかとこのように思っています。残念ながら、そうはいっても今現象面では起きているわけですので、そのことへの対応療法も一生懸命しながらそのいじめについて考えていく必要があると、そのように考えているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 最後の手前の質問ですが、教育長、教育委員会、それから西郷村の学校教育に携わっている校長、教職員の皆さんは、有名な言葉があります。「正も邪も勝手に決める我が都合」ということがあります。このようなことが、この事件が起きると、西郷村にはないと思いますが、ほかの教育委員会等にやっぱり自分の身を守るというふうな姿勢がもう見え隠れする。だから、第三者委員会をつくるとか何とかとね、被害者とかなくなっていますけれども、西郷村の教育委員会、学校教職員はそう

ということが絶対ないように、正しいことは正しいと、うそ隠しなくやってもらいたいと思います。この件についてどうですか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 議員さんがいじめという現象をもとに、いろいろお話しいただきましてご提言いただいたお言葉なので、傾聴させていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 教育長が前向きに、そのような答弁がありました。それを信じます。それでは、最後に日本維新の会というのが「八策」とありますが、私は「教育いじめ防止八策」というものを西郷村長、西郷村執行部、それから我々議員一同再認識してこの件を拝読してみたいと思います。八つの提言を拝読します。これは今から6年前、教育再生会議有識者委員一同、一般教育関係、国民に向けてという提言であります。

すべての子どもにとって学校は安心、安全で楽しい場所でなければなりません。保護者にとっても、大切な子どもを預ける学校で、子どもの心身が守られ、笑顔で子どもが学校から帰宅することが、何より重要なことです。学校でいじめが起こらないようにすること、いじめが起こった場合に速やかに解消することの第1次的責任は校長、教頭、教員にあります。さらに、各家庭や地域の一人ひとりが当事者意識を持ち、いじめを解決していく環境を整える責任を負っています。教育再生会議有識者委員一同は、いじめを生む措置をつくらず、いじめを受け、苦しんでいる子どもを救い、さらに、いじめによって子どもが命を絶つという痛ましい事件を何としても食い止めるため、学校のみならず、教育委員会の関係者、保護者、地域を含むすべての人々が「社会総がかり」で早急に取り組む必要があると考え、美しい国づくりのために、緊急に以下のことを提言します。8つの提言であります。

1、学校は、子どもに対し、いじめは反社会的な行為として絶対許されないことであり、かつ、いじめを見て見ぬふりをする者も加害者であることを徹底して指導する。学校に、いじめを訴えやすい場所や仕組みを設けるなどの工夫を。徹底的に調査を行い、いじめを絶対に許さない姿勢を学校全体に示す。

2として、学校は、問題を起こす子どもに対して、指導、懲戒の基準を明確にし、毅然とした対応をとる。例えば、社会奉仕、個別指導、別教室での教育など、規律を確保するため校内で全教員が一致した対応をとる。

3として、教員は、いじめられている子どもには、守ってくれる人、その子を必要としている人が必ずいるとの指導を徹底する。日頃から、家庭・地域と連携して、子どもを見守り、子どもと触れ合い、子どもに声をかけ、どんな小さなサインも見逃さないようコミュニケーションを図る。いじめ発生時には、子ども、保護者に、学校がとる解決策を伝える。いじめの問題解決に全力で取り組む中、子どもや保護者が希望する場合には、いじめを理由とする転校も制度として認められていることも周知する。

4として、教育委員会は、いじめに関わったり、いじめを放置・助長した教員に、

懲戒処分を適用する。東京都、神奈川県に倣い、全国の教育委員会で検討し、教員の責任を明確に。

5として、学校は、いじめがあった場合、事態に応じ、個々の教員のみ委ねるのではなく、校長、教頭、生徒指導担当教員、養護教諭などでチームを作り、学校として解決に当たる。生徒間での話し合いも実施する。教員もクラス・マネジメントを見直し一人ひとりの子どもとの人間関係を築き直す。マネジメントって何ですか教育長。（不規則発言あり）中学校、高校で習わなかった、マネジメントなんて言葉なかった。そうですか。教育委員会も、いじめ解決のサポートチームを結成し、学校を支援する。教育委員会は、学校をサポートするスキルを高める。スキルって何ですか教育長。（不規則発言あり）じゃ技術って書いたらいいよね、日本語で。こういうのがおかしいんだよね。皆横文字ばかり使ってるのおかしいよね。

6として、学校は、いじめがあった場合、それを隠すことなく、いじめを受けている当事者のプライバシーや二次被害の防止に配慮しつつ、必ず、学校評議員、学校運営協議会、保護者に報告し、家庭や地域と一体となって解決に取り組む。学校と保護者との信頼が重要である。また、問題は小さなうち（泣いていたり、さびしそうにしていたり、けんかをしていたりなど）に芽を摘み、悪化するのを未然に防ぐ。いじめが発生するのは悪い学校ではない。いじめを解決するのがいい学校との認識を徹底する。いじめやクラス・マネジメントへの取組みを学校評価、教員評価にも盛り込む。

7として、いじめを生まない素地を作り、いじめの解決を図るには、家庭の責任も重大である。保護者は、子どもにしっかりと向き合わなければならない。日々の生活の中で、ほめる、励ます、叱るなど、親としての責任を果たす。おじいちゃんやおばあちゃん、地域の人たちも子どもたちに声をかけ、子どもの表情や変化を見逃さず、気づいた点を学校に知らせるなどサポートを積極的に行う。子どもたちには「いじめはいけない」「いじめに負けない」というメッセージを伝えよう。

最後に8番として、いじめ問題については、一過性の対応で終わらせず、教育再生会議としてもさらに真剣に取り組むとともに、政府が一丸となって取り組む。

このようなすばらしい「いじめ八策」があります。これを西郷村長、執行部、村議会の皆様、このことを強く心に認識して、絶対に西郷村からそういうようないじめ問題の悲劇を起こさないということを確認したいと思います。よろしいですか。じゃ一般質問を終わります。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

教育再生会議、これは以前に、先ほどもちょっと触れましたが、いじめのことが問題になっていた折、教育再生会議で提言していただいた内容を今改めて拝聴いたしまして、大事さを再確認しています。その中で、特に教育委員会について触れていただきたくたぐりがございますので、そのくだりの部分を学校とともに信頼を得るように、そして子どものことを視点の真正面に据えて取り組みをしてまいりたいと思っておりますので、改めてお聞かせいただきましてまことにありがとうございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番の小林重夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、11番矢吹利夫君の一般質問を許します。11番矢吹利夫君。

◇ 11番 矢吹利夫君

1. 放課後児童について（児童館の運営について）

○ 11番（矢吹利夫君） 一般質問の2日目の最後になりましたけれども、11番、通告順に従いまして一般質問を行います。私は、平成22年3月の第1回定例会において、放課後の児童対策について質問しましたが、2年6か月が経過しておりますので、その後の状況について質問いたします。つい数日前には、子どものいじめによる自殺問題がマスコミで取り沙汰され、また、その後は子どもの誘拐事件、自宅監禁事件等が報道され、社会問題ともなっておりますが、子どもは学校に行っても安心・安全とは限りません。まして放課後ともなれば、共働きをする親としてはなおさら心配ではないかと思えます。こういったことを背景に、放課後の児童を保護する体制を充実させていく必要があるのではないかと思います。そこで伺いますが、現在放課後の児童に対してどのような対策がなされているか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 11番矢吹議員の一般質問にお答えいたします。

放課後の児童に対してどのような対応をしているのかというおたただしでございますが、現在村内に児童館は小田倉児童館と熊倉児童館の2施設がございます。児童館は、児童福祉法に規定されている児童厚生施設でありまして、18歳未満の児童に健全な遊びを与え、子どもの健康を増進し情操を豊かにすることなどを目的としております。また、児童クラブというのがございますが、これは児童の保護者が仕事等により昼間家庭にいないことができない等のことにより、小学校1年生から3年生までの児童や障害等で健全育成上、指導を必要とする児童に対し、放課後等に遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ることといたしまして、小田倉、熊倉、米、羽太小学校学区ごとに開設しております。また、川谷小学校区では、保護者等が主体となった運営委員会で開設された児童クラブがあります。おのおの児童クラブで放課後児童の対策に当たっているというわけでありまして、現在登録児童は小田倉72名、熊倉66名、米26名、羽太12名、川谷29名という状況になっているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君の再質問を許します。

○ 11番（矢吹利夫君） 11番。成果調書の中で、児童館への自由来館は小田倉児童館で2,421人、熊倉児童館で3,032人となっておりますが、児童館の利用状況はどうなっているのか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 利用状況についてでございますが、前述いたしました児童クラブの利用に加えまして、登録をしていない低学年の児童や4年生以上の高学年の生徒が自由来館ということになっておりまして、今数字を述べられましたとおりであります。日々平均いたしますと、小田倉では10人ぐらい、熊倉では13人が自由来館しているという状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○ 11番（矢吹利夫君） 11番。冒頭申しました状況もありますので、今後児童館や児

童クラブの利用者が増えることもあるかと思いますが、しからば定員をオーバーした場合はどのような対処をするのか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 定員のオーバーというお話がございました。児童館につきましては、厳格にということの規定はありません。ただし、健全な空間の確保ということがありますので、1人当たり1.65平方メートルくらいは必要であるというふうに管理をしている状況でございます。おおむね小田倉児童クラブでは70平方メートル、熊倉では60平方メートル、米では30平方メートル、羽太20平方メートル等を目安にしている状況でございます。おただしのとおり、そういったものがどういう状況にあるのかということでございますが、小田倉と熊倉児童クラブでは2名から6名ぐらいオーバーしております。しかし、では登録している児童が完全に100%来ているのかということになりますと、そういうわけでもありませんので、そこら辺がいつも多分大雨とか寒いときとか、全員が来るときもありますので、そういったことを勘案されてのご質問だと思いますが、そういったことがすし詰めにならないように管理をしながら、現在注意をしながら行っているという状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。現在、4年生以降は児童クラブでは受け入れをしていないとのことですが、これら受け入れのできない児童に対しては、今後どのように対処していくのか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 4年生以降はどうするのかというお話でございます。先ほど申しましたとおり、大体おおむね10歳未満ということになりますと、小学校3年まではやっぱり子どもとしてちゃんと見なければならんだろうと。4年生以上になりますと体も大きくなるということもあってということが一つの目安になっておりますが、おただしのとおり、4年生になりますとなかなか行きづらいつか、あるいは格差があるとかいろんな声がございます。そういったことで、この自由来館でということがよりそういった意味で、議員おただしのとおり、もう少しこの対応を緩やかに、そして登録ができないかというお話が常々されておりますので、この受けられる人数の能力等を勘案し、いろいろこの4年生以上の方々の今のご意見等についてもよくお聞きをして、そしてそれらが今言われたとおり登録できるという方向が見出せれば、そういったことで、おただしのとおり4年生も登録といいますか、そういった方向に行きたいという、私もそう思っております。そういったことを頭に置いていろいろ調査をいたしますので、ひとつよろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。児童館や児童クラブだけでなく、学校施設の有効利用なども考えられると思いますので、行政の各機関が連携を図りながら、子どもや親が安心して生活を送れるよう一層の保護体制の充実をお願いして、私の質問を終わります。

- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） ご提言を踏まえ、よく趣旨を実現できますように努力してまいります。
- 議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。
明日9月14日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。
本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後2時46分）